

日本DPO協会第5回個人情報保護セミナー
「人事労務管理とプライバシー・個人情報保護
～雇用情報管理の取扱い～」

堀部1

2022年11月10日（木）15:00～16:00

あいさつ「労働関連法と個人情報保護法」

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

（一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長）

スライド 1

堀部1 堀部 政男, 2022/11/09

個人情報保護セミナーについて

- 2020年・2021年改正個人情報保護法—2022年4月1日施行(地方関係は2023年4月1日)
- これまでは、①例会では主として改正個人情報保護法、②専門研究部会セミナーでは主として顧問の先生方の専門領域の問題を取り上げてきた。
- これからは、①と②を統合して個人情報保護セミナーとし、個人情報保護の問題を多面的に取り上げる予定である。
- 要望・意見等をお寄せください。

第5回個人情報保護セミナー

- 「人事労務管理とプライバシー・個人情報保護～雇用情報管理の取扱い～」
- 講師：光和総合法律事務所 パートナー弁護士
- 渡邊 涼介 先生

労働者のプライバシー・個人情報保護 に関する国際動向と日本①

- 日本ではほとんど関心が払われなかったが、国際的には労働者のプライバシー・個人情報保護関係の議論が展開された。その一部を紹介すると、次のようになる。
- 1989年1月 欧州評議会 (Council of Europe, CoE) 「雇用目的のために利用される個人データの保護に関する加盟国への閣僚理事会勧告」 (Recommendation of the Committee of Ministers to Member States on the protection of personal data used for employment purposes) 採択
- 1996年10月 国際労働機関 (International Labor Organization, ILO) 「労働者の個人データの保護に関する行動準則」 (Code of practice on the protection of workers' personal data) 採択 これが後述する「労働者の個人情報保護に関する行動指針」策定 (2000年12月20日) への直接的契機となった。

労働者のプライバシー・個人情報保護 に関する国際動向と日本②

- 1997年6月 ILO民間職業事業所に関する条約(第181号)
(Convention Concerning Private Employment Agencies)
(Convention 181)—総会において大多数の国の政労使一致の賛成により採択
- その6条(Article 6)—民間職業事業所による労働者の個人情報の処理においては、次のことを行う。
- (a) 国内法及び国内慣行に従い、当該情報を保護し及び労働者のプライバシーの尊重を確保する方法で実施すること。
- (b) 関係のある労働者の資格及び職業経験に関連する事項その他の直接に関連する情報に限定すること。

労働者のプライバシー・個人情報保護 に関する国際動向と日本③

- このような国際動向の影響を受けて、日本においては、1997年以降、労働省の「労働者の個人情報保護に関する研究会」で、労働者の個人情報の保護を巡る国内外の状況やその保護のあり方について検討し、1998年6月、「各企業を含めた関係者がこの問題について認識を高め、幅広く議論・検討がなされることが重要である」とともに、「国としては当面、企業等が具体的な対策を講ずることを支援するために、基本的な原則を示していくことが重要である」ことを提言した。この提言を踏まえ、同研究会は、1998年10月以降、引き続き、企業等が労働者の個人情報保護に具体的に取り組むうえで参考となる基本的考え方について検討を行い、2000年12月20日、「労働者の個人情報保護に関する行動指針」を公表した。

労働者の個人情報保護に関する行動指針の概要①

- 労働者の個人情報保護に関する行動指針の概要
- (1) 行動指針の目的等
- 労働者の個人情報の適正処理に関し必要な事項を定めることにより、企業等が自ら労働者の個人情報保護に関する社内規程を整備することを支援、促進し、ひいては労働者の個人情報の保護の一層の推進を図ることを目的とする。
- 行動指針においては、労働者の個人情報の処理に関する一般原則とともに、収集、保管、利用・提供の形態別に処理原則を定めるほか、個人情報の開示等のあり方、適正な管理体制の整備のあり方等について基本的考え方を示すこととした。
- なお、この指針では労働者とは現に雇用されている者をいい、保護の対象とする個人情報の範囲としては、コンピュータ等の自動的手段により処理されたものに加え、手作業により処理されたものも一部対象とすることとした。

労働者の個人情報保護に関する行動指針の概要②

- (2) 個人情報の処理の原則
- イ 処理の一般原則
- 処理の一般原則としては、雇用に直接関連する範囲内における適法かつ公正な処理、個人情報の収集目的の範囲内における処理、個人情報の処理従事者による個人情報の漏えい等の禁止などを掲げた。
- ロ 収集の原則
- 個人情報の収集については、本人からの直接収集を原則とすること、第三者から収集する場合には事前に本人に収集目的等を通知した上で同意を得ること等を定めたほか、人種、民族、社会的身分等の社会的差別の原因となるおそれのある事項に関わる個人情報等、特に機微に触れる個人情報については、収集を厳に制限すること等を掲げた。

労働者の個人情報保護に関する行動指針の概要③

- ハ 保管の原則
 - 個人情報の保管については、収集目的の範囲内での保管、不要となった場合の破棄・削除、保管情報の正確性、最新性の確保等を掲げた。
- ニ 利用・提供の原則
 - 利用・提供については、収集目的の範囲内において行うこととし、収集目的以外の利用又は提供を行う場合には、事前に本人に新たな目的等を通知した上で同意を得ること等を掲げた。
- ホ 処理の委託のあり方
 - 近年、情報化の進展等に伴い、情報処理業務等の外部委託が進んでいることから、適正な委託先の選定、委託契約における個人情報の適正処理への配慮を掲げた。

労働者の個人情報保護に関する行動指針の概要④

- へ 諸検査、モニタリング等のあり方
- また、特に機微に触れる個人情報の収集方法に当たると考えられる職場での諸検査、あるいは、ビデオカメラ、コンピュータ等によるモニタリング等について、個人情報の保護の観点からそのあり方を示すこととした。
- (3)開示等のあり方
- コンピュータ及びそのネットワークが急速に普及した社会においては、自己に関する個人情報知らないところで一人歩きし、思わぬ不利益を被ることがないよう、自己に関する個人情報が正確であること等を確認できることが重要であるため、労働者は、原則として使用者が保管する自己に関する個人情報について開示を求めることができること、開示の結果、個人情報に誤りがあった場合にはその訂正を求めることができること等を掲げた。

労働者の個人情報保護に関する行動指針の概要⑤

- (4)労働組合等の役割等
- また、使用者が個人情報の保護に関する施策を策定するに当たって労働組合等に対し理解と協力を求める必要性が高いと思われる場合があることから労働組合等の役割等についても言及することとした。
- (5)適正な管理体制の整備
- 適正な管理体制の整備に当たっては、個人情報への不正アクセス、あるいはその紛失、破壊、改ざん等を防止する安全措置等を講ずること、個人情報の管理責任者の選任等による責任の明確化を図ること、労働者自身、あるいは、個人情報の管理及び処理に関わる者に対する教育・研修の実施、さらには、窓口の明確化等により個人情報の処理に関する苦情・相談に適切に対応することを掲げた。

GDPR第88条雇用の過程における取扱い①

- Article 88 Processing in the context of employment
- 第88条 雇用の過程における取扱い1. 雇用の過程における労働者の個人データの取扱いと関係する権利及び自由の保護、とりわけ、求人、法律又は団体協約に定める義務の遂行を含む労働契約の履行、仕事の管理、企画及び編成、職場における平等と多様性、職場における健康と安全、労働者の財産又は顧客の財産の保護の目的、及び、個人ベース及び集団ベースで、雇用と関連する権利及び利益の行使及び享受の目的、並びに、雇用関係の終了の目的のための取扱いと関係する権利及び自由の保護を確保するため、加盟国は、法律又は団体協約によって、より細目的な規定を定めることができる。

GDPR第88条雇用の過程における取扱い②

- 2. それらの規定は、とりわけ、取扱いの透明性、企業グループ又は共同で経済活動に従事する企業グループ内における個人データの移転、並びに、職場における監視システムに関し、データ主体の人間の尊厳、正当な利益及び基本的な権利を保護するための適切かつ個別の措置を含む。
- 3. 各加盟国は、欧州委員会に対し、2018年5月25日までに、第1項に従って採択した加盟国の国内法の条項を通知し、かつ、遅滞なく、それらの条項に影響を与えるその後の改正を通知する。
- 【PPC仮訳による】

英国の2011年雇用慣行綱領 (Employment Practices Code) の現代化

- 英国のInformation Commissioner's Office(ICO)の draft guidance on monitoring workersの公表 (2022年10月12日パブコメ開始
- 2023年1月11日締切)
- <https://ico.org.uk/about-the-ico/ico-and-stakeholder-consultations/ico-consultation-on-the-draft-employment-practices/>

Call for views on employment practices and data protection

- Summary of responses
 - • recruitment, selection and verification;
 - • records;
 - • monitoring; and
 - • health.